

## 長岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和8年4月6日

長岡市監査委員	野口和弘
同	野本直樹
同	橋本奈奈
同	丸山広司

### 1 監査の対象

すこやか・ともしびまつり実行委員会

「すこやか・ともしびまつり運営費負担金」

所管課：福祉保健部福祉総務課

### 2 監査の範囲

令和6年度及び令和7年度に長岡市が交付した負担金に係る出納その他の事務の執行状況

### 3 監査の期間

令和8年1月8日から1月30日まで

### 4 監査の実施内容

監査に当たっては、当該団体に対する補助金等が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

### 5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- (1) 補助金等の公益上の必要性からみて、目的、内容は適正か。
- (2) 補助金等交付の時期、手続きは適正であるか。
- (3) 事業計画・予算書、決算書と補助金等申請書、実績報告書は符合するか。
- (4) 事業は交付条件に従って実施され、十分な効果があげられたか。

- (5) 定款・会計規程等の整備及び関係帳簿は整備されているか。
- (6) 会計経理、財産管理は適切か。領収書等の証拠書類は適正に管理されているか。

## 6 監査の結果

おおむね適正に処理されていました。

なお、準公金の適正な取扱い及び計画的な予算執行について、以下のとおり意見を述べます。

### 【意見】

#### 1 準公金の適正な取扱いについて

市は、まつりの共催者として企画運営に当たるとともに、その経費として実行委員会に負担金を交付している。また、福祉総務課内に事務局を置き、市職員が会計事務や関係団体との連絡調整などの事務を担っている。

実行委員会は、市とは別組織であり、取り扱う現金は公金に該当しないため、市の会計に関する規則等は直接には適用されない。しかしながら、収入の約9割が市負担金であることに加え、市が事務局を担っていることを踏まえれば、市の公金の取扱いに準じた適正な事務処理が求められる。

このたびの監査では、事務局の市職員が個人名義のクレジットカード、電子マネー及び現金により立替払いを行っているものや、現金出納簿が整備されていない状況などが確認された。事務処理上のミスや不正行為を防止する観点から、準公金の取扱いについて必要な見直しを検討されたい。

#### 2 計画的な予算執行について

市は、まつりの経費を年度当初から執行できるように、実行委員会へ概算払いで負担金を交付するとともに、市消耗品の貸付けを行っている。その後、実行委員会は、年度末の予算残額を使って借用した消耗品の一部を購入し、市に返還している。

この貸付けは、予算不足を懸念して行われたものであるが、貸付けに係る契約書又は借用証書は作成されておらず、不正な流用の疑念を持たれかねない。

したがって、実行委員会は予算不足を補うために市消耗品の借用に依存するのではなく、まずは限られた予算の範囲内で事業内容や収支計画の見直しを行った上で、計画的な予算執行を検討されたい。